

第12回

定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2022年3月30日（水曜日）

午前10時 受付開始 午前9時

開催場所

京都府京都市南区西九条院町1-7

都ホテル 京都八条 B1 陽明殿

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください）

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役7名選任の件

目次

第12回定時株主総会招集ご通知 ……	1
（添付書類）	
事業報告 ……	3
連結計算書類 ……	18
計算書類 ……	20
監査報告 ……	22
（株主総会参考書類）	
第1号議案 定款一部変更の件 ……	28
第2号議案 取締役7名選任の件 ……	30

株式会社 T. S. I.

証券コード：7362

証券コード 7362
2022年3月14日

株 主 各 位

京都府京都市西京区桂南巽町75番地 4
株 式 会 社 T . S . I
代表取締役社長 北 山 忠 雄

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

なお、書面により議決権を行使される場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年3月29日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月30日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 京都府京都市南区西九条院町1-7
都ホテル 京都八条 B1 陽明殿
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項 報告事項

1. 第12期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第12期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役7名選任の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知添付書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://www.t-s-i.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

なお、上記①は、監査報告の作成に際して、監査役が監査をした事業報告に含まれております。また、上記②及び③は、監査報告の作成に際して、会計監査人及び監査役が監査をした連結計算書類及び計算書類に含まれております。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ (<https://www.t-s-i.jp/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

( 2021年1月 1 日から  
2021年12月31日まで )

### 1. 企業グループの現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、度重なる新型コロナウイルスの感染症拡大と鎮静化に大きな影響を受けました。政府や中央銀行による追加政策支援や新型コロナウイルスワクチンへの期待感、巣籠り需要による一部業界の業績好調にも後押しされ、一時は日経平均株価もバブル崩壊後の高値を更新しましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時には政府が緊急事態宣言の発出、延長や蔓延防止等重点措置の発出を行い、経済活動の制限が課されました。2021年に発生したオミクロン株により、先行き不透明な状況が続いております。

介護業界におきましては、高齢化がさらに進むことで介護サービスの需要は高まっております。2021年度は介護事業所の倒産件数は3年ぶりに減少はしたものの、サービスを担う人材の十分な確保が難しく、人材確保が介護事業者の大きな経営課題になっております。当社は「介護職員等特定処遇改善加算」を活用し、事業所の管理者を中心とした還元の強化と、職員からの紹介手当の拡充を実施し、人材確保と定着のための環境を整備することに努めてまいりました。

このような状況の下、当社グループは当連結会計年度においては、特に各拠点での新型コロナウイルス対策に注力してまいりました。また、年間4棟146室の新規開設を行い、着実な増床を図ってまいりました。

上半期は、新型コロナウイルスの影響で人員を多めに配置していたことと、新卒を計画以上の21名採用できたことから、計画以上の人件費が発生しましたが、下半期は人員配置の調整を行い、売上高、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益は予想を上回って着地しました。当連結会計年度末時点では28棟892室の運営となっており、全社稼働率は89.0%、開設後1年以上経過拠点に限っては稼働率が96.7%となっております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は、34億円（前期比16.0%増）、営業利益は1億72百万円（同93.5%増）、経常利益は1億87百万円（同39.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1億38百万円（同34.9%増）となりました。

事業別の状況は、次のとおりであります。

介護事業におきましては、当連結会計年度の売上高は28億61百万円、セグメント利益は1億14百万円となりました。これは主として、前連結会計年度に新規開設した4拠点の稼働率アップに加え、当連結会計年度においても、アンジェス神照、アンジェスみよし、アンジェス浜松佐鳴台、アンジェス瀬田の4棟を新規開設したことによるものであります。

ただし、売上高は前連結会計年度と比較して4億25百万円（前期比17.5%増）の増収となったことに対し、新型コロナウイルス対応のための余剰人員確保、及び新卒採用の強化による人件費の増加等により、セグメント利益は11百万円（同8.8%減）の減益となりました。

不動産事業におきましては、当連結会計年度の売上高は5億39百万円、セグメント利益は1億26百万円となりました。これは当連結会計年度において、自社保有物件アンジェス彦根及びアンジェス守山のオーナーチェンジのための不動産販売を実施したことによるものであります。

その結果、売上高は前連結会計年度と比較して44百万円（前期比9.0%増）の増収、セグメント利益は1億9百万円（同655.1%増）の増益となりました。

#### 事業別売上高

| 事業区分  | 第11期<br>(2020年12月期)<br>(前連結会計年度) |       | 第12期<br>(2021年12月期)<br>(当連結会計年度) |       | 前期比増減     |       |
|-------|----------------------------------|-------|----------------------------------|-------|-----------|-------|
|       | 金額                               | 構成比   | 金額                               | 構成比   | 金額        | 増減率   |
| 介護事業  | 2,436,170千円                      | 83.1% | 2,861,428千円                      | 84.1% | 425,258千円 | 17.5% |
| 不動産事業 | 494,757                          | 16.9  | 539,529                          | 15.9  | 44,771    | 9.0   |
| 合計    | 2,930,927                        | 100.0 | 3,400,957                        | 100.0 | 470,030   | 16.0  |

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は5億31百万円で、その主なものは次のとおりであります（資産除去債務に対応する除去費用の資産計上額を除く）。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

|       |            |                  |
|-------|------------|------------------|
| 介護事業  | アンジェス浜松佐鳴台 | サービス付き高齢者向け住宅の新設 |
| 不動産事業 | アンジェス神照    | サービス付き高齢者向け住宅の新設 |

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

|       |               |                  |
|-------|---------------|------------------|
| 不動産事業 | アンジェス岐阜岩地（仮称） | サービス付き高齢者向け住宅の新設 |
| 不動産事業 | アンジェス岐阜南鷺（仮称） | サービス付き高齢者向け住宅の新設 |
| 不動産事業 | アンジェス彦根河瀬（仮称） | サービス付き高齢者向け住宅の新設 |

③ 資金調達の状況

当社は、2021年3月18日に公募増資により300,000株の新株を発行し、これにより総額5億52百万円の資金調達を行いました。

また、金融機関より長期借入金として3億61百万円の調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 当社グループの財産及び損益の状況

| 区 分                      | 第 9 期<br>(2018年12月期) | 第 10 期<br>(2019年12月期) | 第 11 期<br>(2020年12月期) | 第 12 期<br>(当連結会計年度)<br>(2021年12月期) |
|--------------------------|----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------------------|
| 売 上 高 (千円)               | 2,172,316            | 2,385,476             | 2,930,927             | 3,400,957                          |
| 経 常 利 益 (千円)             | 60,693               | 107,219               | 134,544               | 187,634                            |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益 (千円) | 78,297               | 76,503                | 102,293               | 138,027                            |
| 1株当たり当期純利益 (円)           | 63.76                | 62.30                 | 83.30                 | 94.18                              |
| 総 資 産 (千円)               | 1,543,273            | 2,067,167             | 2,056,250             | 2,879,306                          |
| 純 資 産 (千円)               | 58,546               | 135,049               | 237,343               | 927,370                            |
| 1株当たり純資産額 (円)            | 47.68                | 109.98                | 193.28                | 606.92                             |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第9期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. 当社においては、2020年12月期までは会社法上の連結計算書類は作成しておりませんでした。が、株主に対する情報提供の観点等を踏まえ、2020年12月期以前は参考値として連結会計上の数値を記載しております。

## ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分             | 第 9 期<br>(2018年12月期) | 第 10 期<br>(2019年12月期) | 第 11 期<br>(2020年12月期) | 第 12 期<br>(当事業年度)<br>(2021年12月期) |
|-----------------|----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------------|
| 売 上 高 (千円)      | 1,573,901            | 1,962,572             | 2,436,170             | 2,861,428                        |
| 経 常 利 益 (千円)    | 46,058               | 120,027               | 108,723               | 89,032                           |
| 当 期 純 利 益 (千円)  | 56,957               | 88,958                | 78,121                | 54,473                           |
| 1 株当たり当期純利益 (円) | 46.38                | 72.44                 | 63.62                 | 37.17                            |
| 総 資 産 (千円)      | 452,114              | 604,298               | 754,653               | 1,560,414                        |
| 純 資 産 (千円)      | 37,207               | 126,165               | 204,286               | 810,760                          |
| 1 株当たり純資産額 (円)  | 30.30                | 102.74                | 166.36                | 530.60                           |

- (注) 1. 1 株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1 株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第9期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1 株当たり当期純利益及び1 株当たり純資産額を算定しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名               | 資 本 金    | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|---------------------|----------|----------|---------------|
| 株 式 会 社 北 山 住 宅 販 売 | 20,000千円 | 100.0%   | 不 動 産 事 業     |

### (4) 対処すべき課題

当社グループは、自宅で看取られたいと望む高齢者が安心できる住まいと介護サービスを提供することをミッションとし、サービス付き高齢者向け住宅「アンジェス」を設計・建築・運営まで一気通貫して提供を行い、「アンジェス」の全国47都道府県への展開を目指しております。これらを実現するため、以下の項目を特に重要な課題として認識し、取り組んでまいります。

#### ① 人員の確保について

当社グループが事業規模を拡大していくためには、新エリアへの進出を続けていく必要がありますが、新エリアへ進出するためには、管理者、現場の介護スタッフを確保する必要があります。介護業界は慢性的に人手不足といわれ、有効求人倍率も高い状況にあります（2021年12月の介護サービスの有効求人倍率は3.82倍。全職業平均は1.16倍。出典：「一般職業紹介状況（職業安定業務統計）」（厚生労働省））。そのため、当社は、介護スタッフの待遇改善、全国転勤や全国の宿泊出張可能な社員の確保に取り組んでおります。また、経験の浅い介護スタッフでも安心して継続して働けるように、定期的な教育・研修の場を設けて、スタッフ定着率の向上に努め、未経験の無資格者に対しても、雇用後、資格取得支援を行い戦力化を図っております。

新規開設後、近隣で近い時期に複数拠点を開設するドミナント展開を行うことでオープニングスタッフを中心に人員をエリア単位で充足させ、その中から次期管理者候補を発掘し、次の開設へ繋げていくなど、ドミナント展開を行いながら人員確保におけるリスクをコントロールしております。また、開設時期が毎年異なり、中途採用者がメインとなっていることから、2019年4月から新卒採用を開始し、中長期的な人材育成にも取り組んでおります。しかしながら、十分に介護スタッフが確保できず、人員不足によって新規拠点の開設時期が遅れることや、開設後に入居受け入れを止める事態が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

## ②介護保険法の改正について

訪問介護事業、居宅介護支援事業は介護保険法に基づき事業を行っております。介護保険法及び介護報酬は3年ごとに改定されます。前回の介護報酬改定は2021年4月であり、次回改定は2024年4月となっております。当社で現在取得している「介護職員処遇改善加算（Ⅰ）」「介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）」は従業員の処遇改善に直結しております。今後の改正において、これら処遇改善加算が減額される方向となり、当社持ち出しによる人件費の増加が発生した場合、また、基本報酬の大幅減額が実施される場合、新たな減算が開始される場合、介護保険サービスの利用方法に制限がかけられる場合、新たな規制が発生した場合や人員基準変更等で有資格者の雇用が義務付けられる場合など、法改正の動向によっては、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

## ③食中毒や感染症について

当社の運営する建物内では、日ごろから、換気・手洗い・手指消毒の励行等の感染防止対策をとっておりますが、外部からの訪問者によって、新型コロナウイルス、インフルエンザやノロウイルス等を持ち込まれてしまい「アンジェス」において利用者や従業員の間で集団感染が発生する可能性があります。また、当社が運営するサービス付き高齢者向け住宅においては、利用者に対し食事を提供しておりますが、厨房の整理・整頓及び食材の安心・安全な調達・調理に取り組んでいるものの、万が一、喫食された利用者の中から食中毒が発生した場合や、集団感染が広がった場合には、営業停止等の行政処分や顧客離れ等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

## ④事業のための指定等について

当社が行っている介護事業は、主に介護保険法に基づく介護サービスが中心であり、同法及び関連諸法令の規制を受けます。介護サービスを行うには、サービス毎に都道府県等自治体の指定を受ける必要があります。介護事業の運営を続けていく上では、常時、運営基準・設備基準・人員基準等の各種基準を充足しておく必要があります。また、サービス付き高齢者向け住宅の登録・更新にも要件があります。

これらが遵守できていないと行政に判断された場合、介護報酬の返還又は減額、新規受け入れ停止、最も厳しい処分としては指定取消が行われる可能性があります。当社では、内部監査での確認、各部門上長による書類の確認、定期的な研修等で法令遵守に注力しておりますが、行政によって法や基準への判断・解釈が異なる、いわゆる「ローカルルール」が存在するため、当社で

実施するリスクコントロールが機能せず、運営に不備があり何らかの指摘や指導を受けることとなった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

**(5) 主要な事業内容**（2021年12月31日現在）

| 事業区分  | 事業内容                       |
|-------|----------------------------|
| 介護事業  | サービス付き高齢者向け住宅の運営           |
| 不動産事業 | サービス付き高齢者向け住宅の設計・建築及び不動産販売 |

**(6) 主要な事業所**（2021年12月31日現在）

| 区分    | 所在地                               |
|-------|-----------------------------------|
| 事業所   | グループ本社、介護事業本部、不動産事業本部<br>(京都市西京区) |
| 介護事業  | 滋賀県 9拠点                           |
|       | 京都府 5                             |
|       | 静岡県 5                             |
|       | 岡山県 4                             |
|       | 愛知県 2                             |
|       | 兵庫県 2                             |
|       | 神奈川県 1                            |
| 不動産事業 | 滋賀県 1                             |

## (7) 従業員の状況 (2021年12月31日現在)

### ① 企業グループの従業員の状況

| 事業区分  | 従業員数        |
|-------|-------------|
| 介護事業  | 329 (147) 名 |
| 不動産事業 | 7 (－)       |
| 合計    | 336 (147)   |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー及び人材派遣会社からの派遣社員を含む）は、年間の平均人員を（ ）外書きで記載しております。
2. 当連結会計年度より企業グループの従業員の状況を記載しているため、前期との比較は行っておりません。

### ② 当社の従業員の状況

| 従業員数        | 前事業年度末比増減   | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-------------|-------------|-------|--------|
| 329 (147) 名 | 69名増 (15名増) | 44.3歳 | 2.7年   |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー及び人材派遣会社からの派遣社員を含む）は、年間の平均人員を（ ）外書きで記載しております。
2. 従業員数の増加の主な要因は、主として業容拡大に伴う期中採用によるものであります。

## (8) 主要な借入先の状況 (2021年12月31日現在)

| 借入先            | 借入額       |
|----------------|-----------|
| 株式会社徳島大正銀行     | 564,877千円 |
| 株式会社滋賀銀行       | 288,693   |
| 独立行政法人住宅金融支援機構 | 218,362   |
| 株式会社りそな銀行      | 168,584   |
| 株式会社三井住友銀行     | 150,000   |

## (9) その他企業グループの現況に関する重要な事項

株式会社東京証券取引所よりご承認いただき、2021年3月19日付で、当社株式は東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（2021年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 4,500,000株
- ② 発行済株式の総数 1,528,000株
- ③ 株主数 1,201名
- ④ 大株主

| 株主名                     | 持株数   | 持株比率  |
|-------------------------|-------|-------|
| 北山忠雄                    | 498千株 | 32.6% |
| 北山優吾                    | 128   | 8.4   |
| 北山千賀子                   | 100   | 6.5   |
| 北山裕美                    | 100   | 6.5   |
| 北山雄三                    | 100   | 6.5   |
| 北田翔士                    | 30    | 2.0   |
| a u カ ブ コ ム 証 券 株 式 会 社 | 26    | 1.7   |
| 楽 天 証 券 株 式 会 社         | 24    | 1.6   |
| 株 式 会 社 S B I 証 券       | 22    | 1.5   |
| 北山由紀子                   | 15    | 1.0   |

（注）2021年3月18日付の公募増資により、発行済株式の総数は300,000株増加しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（2021年12月31日現在）

| 会社における地位      | 氏 名       | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                             |
|---------------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 北 山 忠 雄   | 株式会社北山住宅販売 代表取締役社長                                                                  |
| 専 務 取 締 役     | 北 山 優 吾   | 株式会社北山住宅販売 取締役                                                                      |
| 取 締 役         | 三 宅 裕 介   | 管理部長                                                                                |
| 取 締 役         | 中 村 眞 里   | 訪問介護部長                                                                              |
| 取 締 役         | 高 岡 ま り 子 | 居宅介護支援部長                                                                            |
| 取 締 役         | 金 澤 光 司   | 来世幸福セレモニー株式会社 代表取締役<br>ワールドイズワン株式会社 代表取締役<br>株式会社アクセス 代表取締役<br>株式会社フロンティアテクノロジー 取締役 |
| 取 締 役         | 吉 田 誠 司   | 弁護士法人中村利雄法律事務所 代表社員<br>公益財団法人オムロン地域協力基金 評議員<br>京都市第二行政不服審査会 会長                      |
| 常 勤 監 査 役     | 日 原 直 人   |                                                                                     |
| 監 査 役         | 松 室 伸 二   |                                                                                     |
| 監 査 役         | 武 田 久 美   | 武田公認会計士事務所 代表                                                                       |

- (注) 1. 取締役金澤光司氏及び取締役吉田誠司氏は、社外取締役であります。
2. 監査役日原直人氏、監査役松室伸二氏及び監査役武田久美氏は、社外監査役であります。
3. 監査役松室伸二氏及び監査役武田久美氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 監査役武田久美氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 当社は、社外取締役金澤光司氏、吉田誠司氏並びに社外監査役日原直人氏、松室伸二氏及び武田久美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の損害賠償金や訴訟費用の損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による違法行為や、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償金等が発生した場合には填補の対象としないこととしております。

## ③ 取締役及び監査役の報酬等

### イ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分              | 報酬等の総額              | 報酬等の種類別の総額          |          |          | 対象となる<br>役員の員数 |
|------------------|---------------------|---------------------|----------|----------|----------------|
|                  |                     | 基本報酬                | 業績連動報酬等  | 非金銭報酬等   |                |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 93,600千円<br>(6,300) | 93,600千円<br>(6,300) | －<br>(－) | －<br>(－) | 7名<br>(2)      |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 8,550<br>(8,550)    | 8,550<br>(8,550)    | －        | －        | 3<br>(3)       |
| 合 計<br>(うち社外役員)  | 102,150<br>(14,850) | 102,150<br>(14,850) | －<br>(－) | －<br>(－) | 10<br>(5)      |

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の金銭報酬の額は、2020年3月30日開催の第10回定時株主総会において年額500百万円以内（うち、社外取締役年額15百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は1名）です。

3. 監査役の金銭報酬の額は、2020年3月30日開催の第10回定時株主総会において年額15百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

4. 当社の取締役の報酬等は、代表取締役社長が、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、担当職務、各期の業績、貢献度、社外取締役の意見等を総合的に勘案して立案し、取締役会で承認されております。

ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金  
該当事項はありません。

ハ. 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額  
該当事項はありません。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 社外取締役金澤光司氏は、来世幸福セレモニー株式会社の代表取締役、ワールドイズワン株式会社の代表取締役、株式会社アクセスの代表取締役、株式会社フロンティアテクノロジーの取締役であります。これらの会社と当社との間には特別な関係はありません。
- ・ 社外取締役吉田誠司氏は、弁護士法人中村利雄法律事務所の代表社員、公益財団法人オムロン地域協力基金の評議員、京都市第二行政不服審査会の会長であります。これらの法人等と当社との間には特別な関係はありません。
- ・ 社外監査役武田久美氏は、武田公認会計士事務所の代表であります。同事務所と当社との間には特別な関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

|                   | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                            |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外<br>取締役<br>金澤光司 | 当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席いたしました。他社での豊富な企業経営経験と高い見識に基づき、主に経営全般の観点から取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うとともに、経営陣の監督に努めております。                                                              |
| 社外<br>取締役<br>吉田誠司 | 当事業年度に開催された取締役会のうち、就任後に開催された12回の全てに出席いたしました。弁護士であり、長年に亘って職務を通じて培われた法律・コンプライアンス等に関する専門的な知識及び豊富な経験を有しております。主に法律・コンプライアンス遵守の観点から、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うとともに、経営陣の監督に努めております。 |
| 社外<br>監査役<br>日原直人 | 当事業年度に開催された取締役会19回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。上場企業等での豊富な企業実務経験と高い見識から、取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。                                                  |
| 社外<br>監査役<br>松室伸二 | 当事業年度に開催された取締役会19回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。他社での豊富な企業経営経験と高い見識から、取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。                                                     |
| 社外<br>監査役<br>武田久美 | 当事業年度に開催された取締役会19回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。                                                         |

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称

PwC京都監査法人

② 報酬等の額

|                                     | 報 酬 等 の 額 |
|-------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 24百万円     |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 24        |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

~~~~~  
◎本事業報告中の記載金額については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,792,394	流 動 負 債	729,498
現 金 及 び 預 金	874,716	工 事 未 払 金	17,710
売 掛 金	341,518	買 掛 金	17,673
販 売 用 不 動 産	396,404	短 期 借 入 金	150,000
前 払 費 用	37,378	1 年内返済予定の長期借入金	69,331
未 収 入 金	140,627	リ ー ス 債 務	4,255
そ の 他	2,224	未 払 法 人 税 等	55,882
貸 倒 引 当 金	△474	賞 与 引 当 金	39,263
固 定 資 産	1,086,911	未 払 費 用	184,452
有 形 固 定 資 産	1,015,475	前 受 金	75,366
建 物 及 び 構 築 物	625,273	そ の 他	115,563
土 地	313,533	固 定 負 債	1,222,437
建 設 仮 勘 定	32,469	長 期 借 入 金	1,207,660
そ の 他	44,198	資 産 除 去 債 務	14,776
無 形 固 定 資 産	5,056	負 債 合 計	1,951,935
リ ー ス 資 産	3,645	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	1,410	株 主 資 本	927,370
投 資 そ の 他 の 資 産	66,380	資 本 金	374,200
敷 金 及 び 保 証 金	11,622	資 本 剰 余 金	276,000
繰 延 税 金 資 産	26,848	利 益 剰 余 金	277,170
そ の 他	28,128	純 資 産 合 計	927,370
貸 倒 引 当 金	△218	負 債 純 資 産 合 計	2,879,306
資 産 合 計	2,879,306		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	3,400,957
売上原価	2,801,459
売上総利益	599,497
販売費及び一般管理費	427,236
営業利益	172,261
受取利息	6
受取配当金	4
補助金収入	26,407
補助金の収入	24,124
その他	14,281
営業外費用	64,822
支払利息	22,292
支払手数料	7,973
上場関連費用	19,079
その他	104
経常利益	49,450
税金等調整前当期純利益	187,634
法人税、住民税及び事業税	57,050
法人税等調整額	△7,442
当期純利益	138,027
親会社株主に帰属する当期純利益	138,027

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,289,611	流 動 負 債	583,874
現 金 及 び 預 金	817,201	買 掛 金	17,673
売 掛 金	298,939	短 期 借 入 金	150,000
前 払 費 用	33,374	1 年内返済予定の長期借入金	8,496
未 収 入 金	138,345	リ ー ス 債 務	4,255
そ の 他	2,224	未 払 費 用	181,128
貸 倒 引 当 金	△475	未 払 法 人 税 等	29,671
固 定 資 産	270,803	前 受 金	75,366
有 形 固 定 資 産	207,263	前 受 収 益	40
建 物	167,513	預 り 金	28,872
構 築 物	5,149	賞 与 引 当 金	39,263
車 両 運 搬 具	5,183	そ の 他	49,107
工 具 、 器 具 及 び 備 品	29,416	固 定 負 債	165,780
無 形 固 定 資 産	4,288	長 期 借 入 金	160,088
ソ フ ト ウ ェ ア	172	資 産 除 去 債 務	5,692
リ ー ス 資 産	3,645	負 債 合 計	749,654
そ の 他	469	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	59,251	株 主 資 本	810,760
関 係 会 社 株 式	24,700	資 本 金	374,200
従 業 員 対 する 長 期 貸 付 金	100	資 本 剰 余 金	276,000
長 期 前 払 費 用	14,509	資 本 準 備 金	276,000
敷 金 及 び 保 証 金	7,392	利 益 剰 余 金	160,560
繰 延 税 金 資 産	12,235	そ の 他 利 益 剰 余 金	160,560
そ の 他	532	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	9,821
貸 倒 引 当 金	△218	繰 越 利 益 剰 余 金	150,738
資 産 合 計	1,560,414	純 資 産 合 計	810,760
		負 債 純 資 産 合 計	1,560,414

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年1月 1 日から)
(2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	2,861,428
売 上 原 価	2,426,275
売 上 総 利 益	435,152
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	379,367
営 業 利 益	55,784
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	4
業 務 委 託 料 収 入	6,481
助 成 金 収 入	24,124
補 助 金 収 入	14,248
そ の 他	9,671
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	2,028
上 場 関 連 費 用	19,079
そ の 他	174
経 常 利 益	89,032
税 引 前 当 期 純 利 益	89,032
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	30,838
法 人 税 等 調 整 額	3,719
当 期 純 利 益	54,473

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月25日

株式会社 T. S. I
取締役会 御中

PwC 京都監査法人

京都事務所

指 定 社 員	公認会計士	中 村	源 ㊞
業務執行社員			
指 定 社 員	公認会計士	柴 田	篤 ㊞
業務執行社員			

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 T. S. I の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 T. S. I 及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又

は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月25日

株式会社 T. S. I
取締役会 御中

PwC 京都監査法人

京都事務所

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	中 村	源 ㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	柴 田	篤 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 T. S. I の2021年1月1日から2021年12月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に

対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、２０２１年１月１日から２０２１年１２月３１日までの第１２期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１． 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(１) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(２) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 「内部統制システムに構築に関する基本方針」として定めた取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書ならびに連結計算書類の監査結果

PWC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月28日

株式会社 T. S. I 監査役会

社外監査役（常勤） 日原 直人 印

社外監査役 松室 伸二 印

社外監査役 武田 久美 印

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- （1）変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- （2）変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- （3）株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- （4）上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	<削除>
<新設>	<u>（電子提供措置等）</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

現 行 定 款	変 更 案
<新設> <新設>	<u>2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u> <u>(附則)</u> <u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u> <u>第1条 定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u> <u>3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役2名を含む取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	きた やま ただ お 北 山 忠 雄 (1954年9月26日)	1982年 1月 きたやま工芸（自営） 1985年 4月 株式会社デйм入社 1986年 4月 同社取締役 1992年 4月 株式会社嵯峨野不動産入社 1994年 9月 株式会社エルハウジング 代表取締役社長 1995年11月 株式会社北山住宅販売設立 代表取締役社長 (現任) 1997年12月 株式会社北山コーポレーション設立 取締役 2007年 3月 株式会社智理積設立 取締役 2010年 2月 当社設立 代表取締役社長（現任）	498,000株
	【選任理由】 同氏は創業者であり、創業以来、代表取締役社長として当社グループの経営を統括し、グループの成長を牽引してきました。その豊富な事業経験や幅広い知識・経験から、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
2	きた やま ゆう ご 北 山 優 吾 (1985年5月14日)	2008年 4月 シャープ株式会社入社 2010年 2月 当社設立発起人 取締役 2011年 1月 株式会社北山コーポレーション 取締役 2017年 7月 株式会社北山住宅販売 取締役（現任） 2017年 9月 当社専務取締役（現任）	128,000株
	【選任理由】 同氏は創業者の一人であり、創業以来、当社の介護事業全般の執行を統括し、当社の成長に貢献してきました。豊富な業務経験と実績を有し、重要な役割を担っており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	み や け ゆ う す け 三 宅 裕 介 (1988年10月21日)	2011年 4月 住友信託銀行株式会社（現 三井住友信託銀行株式会社）入社 2014年 1月 当社入社 2017年 1月 当社管理部長 2017年 7月 株式会社北山住宅販売 監査役 2019年 1月 当社取締役管理部長（現任）	5,000株
	【選任理由】 同氏は管理部門を統括し、当社の成長に貢献してきました。管理部門における豊富な業務経験と実績を有し、重要な役割を担っており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
4	な か む ら ま り 中 村 真 里 (1961年1月21日)	2003年 1月 医療法人輝生会入職 2007年 1月 社会福祉法人桐生会入職 2010年11月 医療法人社団洛和会（洛和会ヘルスケアシステム）入職 2011年11月 特定非営利活動法人悠悠入職 2012年12月 当社入社 2014年10月 当社訪問介護部長 2015 年 7月 当社取締役訪問介護部長（現任）	5,000株
	【選任理由】 同氏は訪問介護部門を統括し、当社の成長に貢献してきました。訪問介護部門における豊富な業務経験と実績を有し、重要な役割を担っており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
5	た か お か 高 岡 ま り こ (1962年4月4日)	2003年 1月 社会福祉法人能登川町社会福祉協議会入職 2013年 1月 当社入社 2014年10月 当社居宅介護支援部長 2015年 7月 当社取締役居宅介護支援部長（現任）	5,000株
	【選任理由】 同氏は居宅介護支援部門を統括し、当社の成長に貢献してきました。居宅介護支援部門における豊富な業務経験と実績を有し、重要な役割を担っており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
6	かな ざわ こう じ 金 澤 光 司 (1975年4月23日)	2000年 4月 株式会社リクルート入社 2010年10月 来世幸福セレモニー株式会社 代表取締役 役（現任） 2012年 5月 ワールドイズワン株式会社 代表取締役 役（現任） 2013年 8月 株式会社アクセス 代表取締役（現任） 2020年 3月 当社取締役（現任） 2021年12月 株式会社フロンティアテクノロジー 取締役（現任）	—
【選任理由及び期待される役割の概要】 同氏は、複数の会社を経営する経営者としての知識・経験を有するほか、主に経営全般の観点で、 当社経営陣から独立した立場で、助言・提言を期待できると判断したことから、引き続き社外取締役 として選任をお願いするものであります。			
7	よし だ せい じ 吉 田 誠 司 (1965年4月9日)	1997年 4月 中村利雄法律事務所 所属 2011年 1月 公益財団法人オムロン地域協力基金評議 員（現任） 2016年 1月 弁護士法人中村利雄法律事務所 代表社 員（現任） 2016年 6月 京都市第二行政不服審査会 会長（現 任） 2021年 3月 当社取締役（現任）	—
【選任理由及び期待される役割の概要】 同氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士であり、長年に亘って職務を通 じて培われた法律・コンプライアンス等に関する専門的な知識及び豊富な経験を有しており、主に法 律・コンプライアンス遵守の観点で、当社経営陣から独立した立場で、助言・提言を期待できると判 断したことから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 金澤光司氏及び吉田誠司氏は、社外取締役候補者であります。なお、金澤光司氏及び吉田誠司氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は両氏を独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 金澤光司氏及び吉田誠司氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって金澤光司氏が2年、吉田誠司氏が1年となります。

4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「2. 会社の現況（3）会社役員の状況 ②役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。各候補者が取締役役に選任され、就任した場合は、引き続き、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

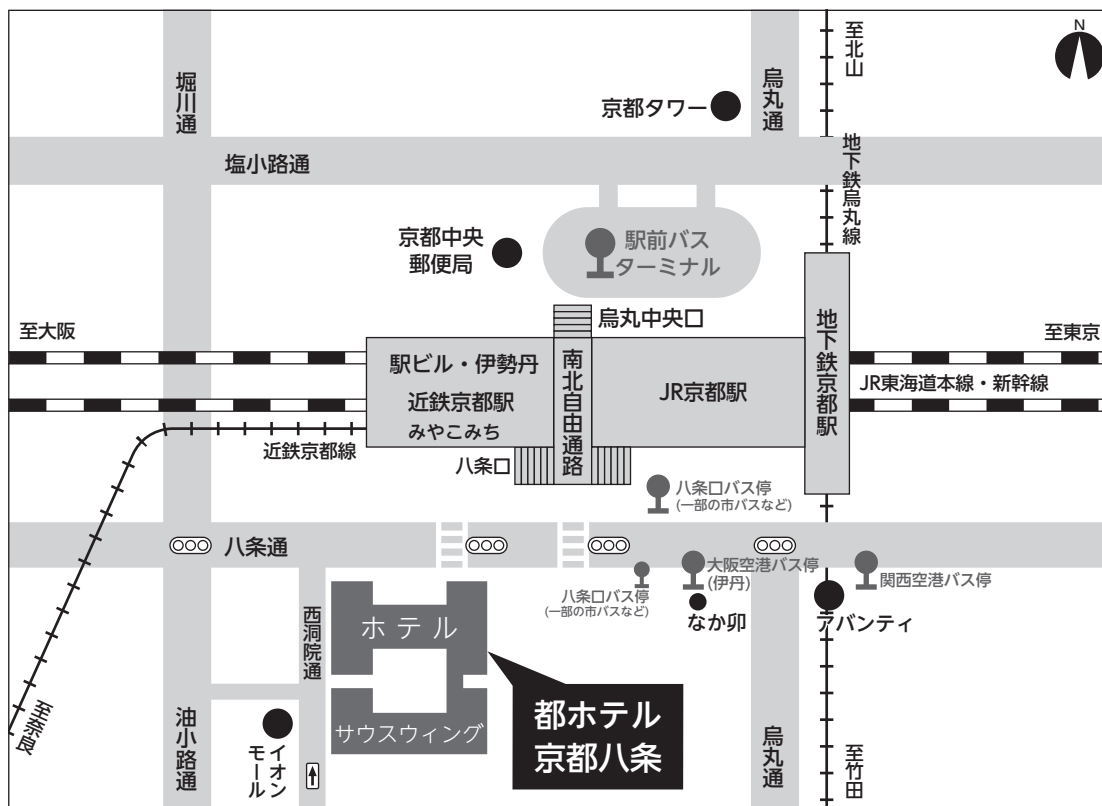
以上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

会場：京都府京都市南区西九条院町１７
都ホテル 京都八条 B1 陽明殿
TEL 075-661-7111



交通 J R・新幹線・近鉄京都駅八条口より徒歩約２分
地下鉄京都駅より 徒歩約５分